

# こどもの生きる権利としての養育費

～払おう 受けよう 養育費～

## 受講者募集中!

母子家庭に養育費が支払われていないことが生活困窮要因の一つになっています。

こどもが健やかに育つ権利としての養育費確保は必要不可欠なことです。

当事者だけの問題とせず、社会全体の問題としての認識を深めましょう。

養育費の現状と課題を学び、一人一人ができることを考える機会としましょう。

### 講座 1

「養育費～子どもの権利、大人の責任、社会の責任」

日時：11月6日（土）13:30～16:00

会場：万代市民会館 403・404

新潟市中央区東万代町9-1

講師：石井 葉子 さん 元家庭裁判所調査官

養育費は生活保持義務。支払い現状（金額、期間等）。

支払われない実情。問題点。改善に向けた課題。



### 講座 2 (オンライン講演となります)

「こどもの養育費緊急支援～先進的な明石市」

日時：12月4日（土）13:30～16:00

会場：万代市民会館 403・404

住所・電話は講座1に同じ

講師：吉田 秀夫 さん 兵庫県明石市議会議員

明石市の制度概要、実施に至る経緯、実施状況と課題

※いずれの講座もコロナ対策ため、参加人数を40人程度としています。  
希望者多数の場合は参加をお断りすることがあります。

主催 女性会議新潟県本部  
協賛 護憲フォーラムにいがた  
NPO法人新潟フェミニストカウンセリングセンターまで  
問い合わせ先 事務局 本間 伸子  
FAX：025-223-4747 e-mail:nobuko-honma@cap.ocn.ne.jp

裏面の申込書により申し込んでください

# 令和3年度新潟市男女共同参画市民団体協働事業

## 「養育費」とは、

「養育費は生活保持義務である」ことをご存知でしょうか？

「生活保持義務」とは、自分の生活を保持するのと同じ程度の生活を、扶養を受ける者にも保持させる義務のことです。（民法766条に謳われている内容です。）

親権者にならなかった親に資力がないからといって免除される義務ではなく、端的には「一膳のご飯又は1枚のパンしか残っていないとしてもそれを分かち合う義務」と言われています。

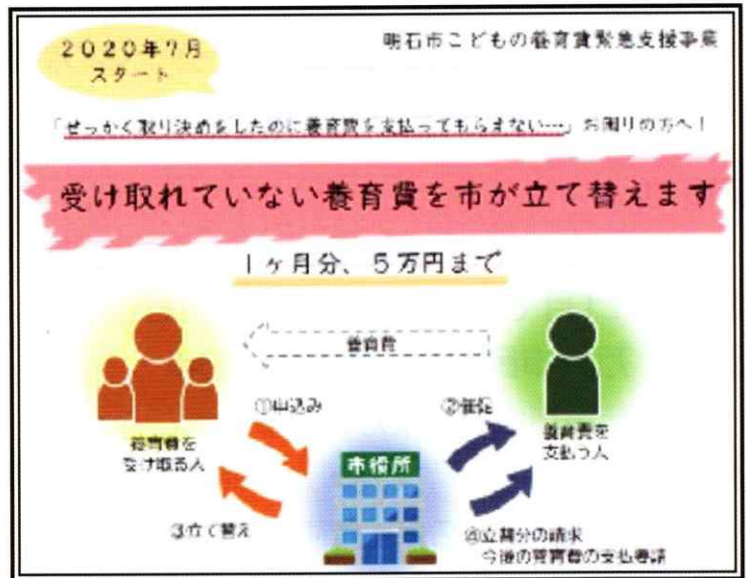
養育費の未払いが生活困窮に拍車をかけている現実があります。養育費を払わない親は「支払うお金がない」と逃げ、養育費を受け取っていない親は「どうせ支払ってもらえない」と諦め、周りも「仕方がない」とその状況を追認しています。

養育費はこどもの成長に欠くことのできないものであり、こどもの権利です。

## <養育費受給実態>

現在新潟市では、母子家庭のうち児童扶養手当受給者は約80%で、そのうち養育費受給者は約30%と推察されます。

つまり約70%の方に大変な生活が強いられています。



明石市のHPより

## 駐車場について

●会場には駐車スペースがありません。近隣の駐車場もしくは公共交通機関をお使いください。

## 新型コロナウイルス対策について

- 参加される方はマスクの着用と入場時に手指の消毒をお願いします。
- 開催日当日を含め、それ以前一週間程度の期間内に、風邪や発熱症状があった方、体調がすぐれない方は参加をご遠慮ください。
- 新型コロナウイルスの感染状況により、開催を中止することがあります。（その際は事前にご連絡いたします。）

## 受講申込書

申し込み提出先：事務局 本間 伸子

FAX：025-223-4747 e-mail:nobuko-honma@cap.ocn.ne.jp

申込み ○ 印	講座開催日	申し込み 締め切り日	氏 名	住 所 連絡先 (☎)
	11月6日	10月30日		
	12月4日	11月30日		